

「正音」の帝国

一 音声としての「国語」の発見

近代日本において「国語」という概念を支えた支柱は、音声と話しことばの領域の発見だといえよう。というのは、「国語」の理念は、言語規範を少数のエリートの書きことばから脱却させ、「国民」すべてがあまねく話すべきことばを創出することをめざしたからである。言い換えれば、音声と話しことばという立場に立脚してこそ、はじめて近代の「国語」という思想が可能になったのである。上田万年と保科孝一が、表音式仮名づかいと漢字廃止を主張し、言文一致を推進したのも、また、保科孝一が植民地・「満洲国」・「大東亜共栄圏」において異民族に対する言語的同化政策を押し進めようとしたのも、

イ・ヨンスク

そうした方向づけがあったからである。そして、このような認識の底には、西欧近代言語学イデオロギーの指針があった。わたしは『「国語」という思想——近代日本の言語認識』のなかで、そのことを強調した。

しかし、この点にかんしては、いくつかの批判的コメントが寄せられた。たとえば、中山昭彦氏は「『文』と『声』の抗争——明治三十年代の〈国語〉と〈文学〉」という論文のなかで、氏自身の視点は「音声語を重視する上田らの姿勢が、結果的に国学の音声中心主義の一部と構図において共通してしまう点をも重視しており、上田が意識的に獲得した思想という観点から、国学との断絶のみを強調するイ・ヨンスクの論点とは異なっている」(傍点原文)と述べている。中山氏は、上田が音声言語

を重視したことは、「漢意としての漢字」文字を排斥し、それに侵される以前の言語として想定される音声「大和ことば」を賞賛するといった「音声中心主義」の構図と、これは計らずも一致してしまふ⁽²⁾というのである。

また、長志珠絵氏は、中山氏の指摘をひきながら、「イの上田理解は国学との断絶を強調し、『反国学』『反伝統』といった図式で理解しようとするもの」⁽³⁾であると述べている。また、長氏は上田万年が「『国語』が制度化されて以降の上田は、『言霊論』への関心を露骨に示していく」として、上田を「ハイカラ言語学者」と規定するのは一面的であると述べている⁽⁴⁾。

この点については、安田敏朗氏も、イ・ヨンスクの叙述によれば「上田は、『現在性』をより重視し『歴史性』にはあまり配慮を見せない合理的な人物のような印象を受ける」が、実際には上田は神宮皇学館長をつとめ、『神道学雑誌』に寄稿するなど、「上田は神道の重要性を認識している」、「つまり上田は『伝統』からまったく切り離されたところにいた訳ではない」と反論している⁽⁵⁾。

『国語』という思想でわたしがこころみたのは、近代日本の言語認識を構成するいくつかの系列を太い線で

描くことであり、そのなかで上田万年と保科孝一との連続性を明らかにすることであった。そして、「国語と国家と」を書いた上田万年が、なぜ後に自身を「敗軍の将」と呼び、第二次世界大戦中には「革命分子の首領」とまで名指されなければならなかったかを理解しようとしたのである。だから、わたしは、「国語という思想」の舞台のうえで演じた役割、あるいは演じざるをえなかった役割という視点から上田を論じたのであり、上田個人の思想や信条をそのまま再現するつもりはなかった。だから、上の諸氏の指摘はそれぞれ誤りではないが、わたしが問題とした点にかかわるものではない。

したがって、上田が近代的国語学をうちたてようとしたときに指針としたのは西洋言語学であって、伝統的国語学ではないという点は、ここであらためて強調しておきたい。上田が「反国学」の立場をとるとするのは、国語学の実際の研究において伝統的国語の理論と方法をそのまま引き継ぐことはできないと上田が認識したということであり、その点こそが山田孝雄や時枝誠記との決定的なちがいの点である。わたしが『国語』という思想において、上田・保科と山田・時枝の対立の根幹は、

「国家崇拜、天皇崇拜の信仰の深さや敬虔さのちがいにあったのではなく、じつに国語学と言語学という言語イデオロギー的基盤に発する対立であつた」と述べたのは、まさにそういう意味である。

上田万年は一八九六年から翌年にかけて帝国大学でおこなつた「国語学史」の講義の冒頭でつぎのようにのべている。

一方ニハ国語、国文ナド云ヒテ、今ノ教育者ノ用ウル語アリ。コノ国語トハ、古代又ハ中古ノ文章、及ビ其ノ時代ノ文章ヲmodelトセル文章ヲ指シ、語と文章トヲ並列シテ云ヘルナリ。

然レドモ Philologie [文献学]ニ於テ、mother tongue [母語]トシテ [或イハ] Mutterspracheト [シテ]云ヘル [モノ]ハ、現在語ル所ノ語ヲ称スルモノナリ。決シテ、古代、或 [イ]ハ中古ノモノヲノミ取ルニ非ズ。或 [イ]ハ又、一派少数ノ老学者ハ、「国語学」トハ和学、国学、皇学ニ均シト唱ヘタリ。コノ誤リナルコトハ誰モ知レリ。

そのうえで上田は、「国語」トハ(日本)国民ノ話スル凡ベテノ言語⁽⁸⁾であると定義している。つまり、上田の「国語」認識でもっとも重要なポイントは、「現在」「話される」「すべての言語」だという三点にある。

だから、中山氏のいうように、「国学」の音声中心主義が、漢字に侵される「以前の」音声を賞賛するという立場であるとすれば、上田の音声中心主義とは重要なところで決定的に異なっている。上田が立脚する「音声」とは、まさに今「現在」目の前であらゆる「国民」が口にしている「音声」だからである。だからこそ上田は、漢字・漢語の支配を批判しながらも、「耳で聞いて混雑を起こさぬだけの漢語を保存する事」を「国語に就きて日本国民の執るべき三大方針」のひとつとして示したのである⁽⁹⁾。

だからわたしは「音声中心主義」という特徴づけだけによって、「国学的」か否かを定めることは、問題の本質からはずれていると思う。山田孝雄は、近代の「国語学者」のなかでもっとも色濃く「国学的」なものを引き継いだといえるだろうが、その山田が「口語のみが生きた国語であつて、文字で書いたものなどは重きをおくに

足らないとするような意見」を「文化といふ重大事実を無視して、野蛮人の言語を標準とした謬見」であり、「文化を有する国民の間には害有つて益なく、存立せしめてはならぬ僻説」⁽¹⁰⁾と断定している事実を、「国学」音声中心主義」という視点から、いったいどのように説明できるだろうか。

二 「正音」の帝国としての「国語」

音声として成立する「国語」という方向づけを一貫して忠実に守ったのは、やはり保科孝一であろう。保科は漢字からの脱却と表音式仮名づかいの実現を「国語政策」の究極の目標としていた。小学校で試験的に実施された「棒引き仮名づかい」をみずからの著作で実行するという愚直さは、他には例を見ることができないだろう。また、音声として成立する「国語」という把握があったからこそ、多様な方言の存在を「国語」の実現への障害とみなし、教育の場面での発音矯正を指示したのである。そして、植民地に対する言語政策においては、日本語を話させることで異民族を同化できると信じていたのである。

しかし、いかに漢字を排斥し表音式仮名づかいで書いたとしても、文字そのものは発音と恣意的な関係しかもたない。「あ」という文字の形は、「ア」という発音とはなんの関係もないのである。もし音声の本質そのものを文字のなかにとりこもうとするなら、音声と必然的な関係をもち、音声をそのまま象徴化するような、まったくべつの表音体系を編み出すしかない。このような異常な執着にとりつかれたのが、伊沢修二である。

伊沢修二は、一八五一年に生まれ、アメリカに留学した後、東京師範学校校長、文部省編輯局長、東京音楽学校長、東京盲啞学校長、台湾総督府学務部長、東京高等師範学校長を歴任するなど、教育家としてじつに幅広い分野で活躍した人物であった。ここでわたしがとりあげたいのは、伊沢修二の数多くの著作のなかでもっとも重要な位置をしめると思われる『視話法』(一九〇一)である。伊沢修二は、一九〇〇年に生死の境をさまようほどの大病を患ったが、奇跡的に回復し、その後は「楽石社」を結成して、「吃音矯正運動」に全力をつくした。その意味で、『視話法』は伊沢の生涯の転換期に著わされた著作であるといえよう。

伊沢修二が台湾総督府においておこなった教育政策・

言語政策の意味は、近年、安田敏朗、長志珠絵、石剛、駒込武、小熊英二の研究⁽¹⁾においてくわしく論じられている。とくに、長氏は伊沢の視話法にふれて、「伊沢にとって視話法の実践は、『内地』と『新附の領土』をつなぐ有効で普遍的な方法として理解されている」として、伊沢の「音声主義の立場」からの教化政策を論じている。⁽²⁾しかし、わたしがここで論じたいのは、台湾という植民地において伊沢がどのような言語政策を構想したか、そしてそれらがどの程度実現したかではない。「視話法」に象徴される伊沢の「音声主義の立場」が、言語思想のレベルで「国語」概念とどのようにむすびつくかということである。

じつは、伊沢にとって「視話法」は音声言語を表記するための単なる手段にはとどまらなかった。ある意味で、「視話法」は伊沢の多岐におよぶ活動の中心にある言語思想のそのまた中核をなすものであった。後に伊沢自身、留学先のアメリカで視話法を覚えたことが「実に余の一生に大関係の有ること」⁽³⁾であると述懐している。

それでは「視話法 (Visible Speech)」とはいったい

何なのか。それは、電話の発明者として有名なグラハム・ベルの父メルヴィル・ベルが、あらゆる言語の音声を書しとるために発明した音声表記法である。それはアルファベットのような文字と異なり、それぞれの音を発するときの発音器官の位置と運動を文字のなかで形状化してあらわした記号であった。つまり、母音なら開口度や舌の位置、子音なら発音部位をシンボリックにあらわしていた。その点で、音声と必然的な関係をもつ記号、音声をそのまま視覚化した記号であったといえる。

そしてグラハム・ベルは、父が発明した「視話法」がろう者に発音を教えるために大きな力となると考え、ろう教育のなかで積極的に活用しようとした。その活動のなかで偶然出会ったのが、伊沢修二だったのである。したがって、「視話法」の意味を理解するために、当時のアメリカ合衆国における「ろう教育」のありかたと、そこにおける「手話主義」と「口話主義」の対立を一瞥しておきたい。

(一) アメリカの「ろう教育」の展開

現在では「手話」はようやく市民権を得るようになって

たが、「手話」が音声言語からは独立した一個の「言語」であるという認識は、少し前までは十分にひろまっていなかった。しかし、現在の言語学では、「手話」は音声言語とおなじように離散的な「音韻構造」と体系的な文法をもつ完全な「言語」であるということが認められている。ただし、この場合の「手話」は、ろう者がろう者どうしのコミュニケーションのために自然に身につけるものを指し、音声言語になぞらえて人工的につくったものではない。つまり、「手話」は、ろう者のアイデンティティをかたちづくるろう者にとってかけがえのない「母語」なのである。⁽¹⁴⁾

ところが、ろう教育の場面で「手話」は長い間使うことが禁止されていた。『十九世紀アメリカ聾教育方法史の研究』において、上野益男氏は、「手話はずっと昔から聾啞者の生活と共にあり、聾啞者同士で使われていたコミュニケーションの一方方法であった」にもかかわらず、「われわれの二十世紀の時代、つい最近まで手話は禁じられた内密の言語であった」。そして「実際には個々の聾啞者の生活において手話は使われていたが、教育の場ではたてまえ上、存在しないか存在してはならぬもので

あった」と述べている。⁽¹⁵⁾ どうして、そういうことになったのだろうか。

上野氏によれば、一九世紀前半のアメリカでは、ろう教育の場で手話が普通に使われていた。ところが、十九世紀のなかごろから、ヨーロッパのろう教育法の影響がおよぶにしたがい、手話は不完全な言語であり、ろう者を社会に統合させるためにはふさわしくない教育手段であるという認識がいつのまにかひろまっていた。とくに、一八六七年に設立されたクラーク聾啞院は、「手話をまったく排除して、発音と読唇のみによる指導を目指した」。⁽¹⁶⁾ こうして、手話を支持する「手話主義者 (manualist)」と、口話を支持する「口話主義者 (oralist)」とのはげしい対立が生まれたが、一八八〇年にミラノで開かれた第二回ろう教育国際会議において「教育方法として純口話法が最良のものとして採択された」⁽¹⁷⁾ ように、世紀の終わりには、「口話主義者」の圧倒的な勝利が確実となった。

『禁じられた記号』の著者ベイントンによれば、手話の存在を認めない口話主義者とは、「ろう者の共同体と文化を破壊しようとする改革者」⁽¹⁸⁾ にはかならない。そし

て、ペイントンは、ろう教育の場面で口話主義が浸透していくさまを、つぎのように簡明に描いている。「一八六〇年には、もっぱら口話法だけで教えられたろう者はほとんどいなかった。一八六〇年代後半に最初の口話学校が設立され、一八七〇・八〇年代にはほとんどのろう学校が口話教育の実験をはじめた。世紀の変わり目には、アメリカのろう者の生徒の四十%が手話を使わずに教えられ、半分以上が少なくともいくつかの授業でそのように教えられた。第一次世界大戦が終わるころには、まったく手話を用いずに教えられたこどもの数は、ほぼ八十%に達した。そして、口話主義⁽¹⁹⁾ (oralism) は一九七〇年代まで正統でありつづけた」。

手話か口話かという問題は、たんなるろう教育の方法の問題にとどまらず、一九世紀後半の時代精神、社会状況とふかかかわりがあった。ペイントンはつぎのように言っている。「手話 (sign language) をめぐる論争は、その時代の中心的な論争を呼びおこし、表現している。そこにはつぎのような根本的な争点がふくまれている。何がアメリカ人を非アメリカ人から、文明人を『野蛮人』から、人間を動物から、男性を女性から区別する

のか。教育は何の目的に奉仕すべきか。『自然 (nature)』や『正常 (normality)』とは何を意味し、たがいにとどのような関係にあるのか。⁽²⁰⁾」

「ろう」とは何か、「ろう者」とは誰かという問いは、特定の社会のなかで「われわれ/他者」の分割線がどのように引かれるかという問いとからみあっていたのである。

口話主義者が手話を批判したのは、手話が欠陥にみちた不完全な言語であるという偏見があったからである。手話は「文明社会」にはふさわしくない原始的なコミュニケーションの手段にすぎず、もし社会にろう者を統合しようとするのなら、ろう者を音声言語の世界にみちびかねばならないとされたのである。ここには、身ぶり言語から音声言語への進歩という進化論的見方がおおきく影響していたことはいまでもない。

このような口話主義の主張は、ときにはせまい「ろう教育」の場面を越え出ることもあった。一九世紀の後半、英語の発音を正確にあらわすような正書法をつくろうとする正書法改革運動がひろまったが、その目的のひとつは「移民のアメリカ化を容易にする」ためであった。口

話主義者はこうした正書法改革を支持した。というのは、音声の世界をもたないろう者にとっては、音声言語とへだたりのある正書法は音声言語の獲得にとって障害となるからである。こうして、一方では移民のアメリカ社会への統合、他方ではろう者の音声言語の世界への統合というふたつの方向が、正書法改革のなかでむすびついたのである。そして、ダニエル・ベルと彼女自身ろう者であった妻メイベル・ベル、そして一部の口話主義者は、「われわれの欠陥のあるアルファベット」にかわるものとして、視話法の使用を一般社会にもひろめようとさえたのである。⁽²¹⁾

グラハム・ベルの「視話法」は、このような口話主義者の反手話キャンペーンのひとつのシンボルであったのである。

(二) 「視話法」と伊沢修二

伊沢修二と視話法との出会いはまったく偶然だった。

伊沢自身が『視話法』緒言と『自伝』で述べていることをまとめると、つぎのようになる。

伊沢修二は一八歳のころから英語を学んだが、一度身

についた変則的な発音がなかなか直らず、アメリカに留学してもなかなかアメリカ人に自分の英語を通じさせることができなかった。しかし、一八七六年「緒言」では七八年となっているが、七六年の誤り」に、マサチューセッツ州の教育部の委員とともにフィラデルフィアで開かれた万国博覧会をおとずれたとき、その会場で「一種異様ノ字形ヲ記セル掛図」を目にした。伊沢がこれは何かとたずねると、それは聾啞者に英語を教える方法をしめすものであり、発明者はアレキサンダー・グラハム・ベルという人であるとの答えが返ってきた。伊沢は「啞子ニシテ英語ヲ学ビ得ベクンバ、我東洋人と雖モ、何ゾ啞子ニダモ如カザルコトアランヤ」と思い立ち、早速グラハム・ベルを訪ね、この視話法によって英語の音声を学習したいとの意図を告げると、ベルは喜んで承諾した。そして、数週間もすると、アメリカ人に理解されるような正しい英語の発音が身についたという。さらに伊沢は、視話法を日本語に応用するとともに、ベルのもので視話法の原理を身につけたのである。(そして、このようなベルと伊沢の交友のもとで、ベルが発明した電話での第一声が日本語になったのだという。)

伊沢は日本に帰るとすぐに、この視話法を用いて聾啞者に発音を教え、大きな成功をおさめた。一方、伊沢は吃音に悩んでいた自身の弟伊沢精庵に、この方法を用いて発音矯正をほどこした。後に精庵は、兄伊沢修二が「私を悪魔の手より救い出した」のであり、「私の吃音が動機となつて、兄が吃音矯正法を発明し、それが私を救ふのみならず、天下無数の同病者を救ふに至つたのを大に喜ぶ」と述懐している。⁽²³⁾さらに伊沢自身の言によれば、「台湾在勤当時、彼の新附の人民に国語を伝へるにも此法に依つた」という。⁽²⁴⁾

「視話法」は、いちじるしく多面的な伊沢の活動をひとつに結びつける輪の中心をなしていたともいえよう。しかし、一見科学的な装いをこらした視話法には、伊沢の「国語」に対する熱い思いがこめられていた。『視話法』の序文で伊沢はこう述べている。

我ガ、多年コノ法ヲ研究シ、コレニヨリテ、ワガ国言葉ヲカキアラハシ、マタ英語ソノ他ノ外国語ヲモ、ソノ助ニヨリテ、マナビウル方法ヲマウケタルハ、言霊ノサキサカユルテフワガ国言葉ノ魂ヲバ、コノ武器ノ内ニコ

メテ、マヅ第一ニ国音ノ訛リヲウチタヒラゲ、ススンデ他ノ国言葉ノ困難ニモウチカタマシトノ微意ニ外ナラズ。⁽²⁵⁾

そして、ちょうど西洋の技術を修得したことによって、「日清戦役オヨビ今年ノ北清事件」で日本軍が世界に名をはせたように、「コノ貴重ナル伝授ニヨリ、将来世界ノ国語ノ競争場裡ニ、ワガ国言葉ノ靈光ヲアラハス時アランカ、コレ我ガ、両君ノ恵ニ、イササカ報ジタルモノト諒解セラレンコトヲ」ということばで「序文」をむすんでいる。

そして、伊沢は「緒言」で視話法の目的をつぎの九つにまとめている。

第一 一定ノ国語ニ一定ノ標準音ヲ確立ス。

第二 言語の転訛ヲ矯メ、其習癖ヲ正ス。

第三 方言ヲ研究、比較、及保存シ、且広く言語ノ系統ヲ究明ス。

第四 外国語ヲ学ブ者ニ、正確ナル発音ヲ伝習ス。

第五 遠隔ナル殖民地ニ、速ニ母国語を広布セシム。

第六 世界万国ニ共通セル方法ヲ以テ、各種ノ音韻を写

シ、遂ニ世界普通語ノ成立ヲ期シ得ルニ至ラシム。

第七 世界中、如何ナル国語ニテモ、翻写ヲ経ズシテ、各国間ニ電信ヲ通ズルコトヲ得。

第八 聾啞ニ、談話スルコトヲ教フ。

第九 世界各国の文盲者ヲシテ、僅々数週間ノ伝習ニヨリ、自国語ヲ読ミ且書クコトヲ得シム。

ここであらたに加わったのが、「国語」の「標準音」の確立であり、方言に対する発音矯正の目的だった。後に伊沢は、東北地方の方言話者の発音矯正の事に積極的にかかわるようになるが、そのときやはりこの「視話法」が中心的な役割をはたした。

ちょうどこの頃は、「国語」の理念がようやく小学校教育の場に浸透しはじめた時期にあたる。一九〇〇年の小学校令改正によって、はじめて小学校の教科名として「国語」が出現し、その施行規則では「国語の模範」を教えるという目的が明文化された。さらに、一九〇四年の第一次国定教科書『尋常小学読本』においては「東京の中流社会」のことが「国語の標準」とされ、「発音矯正」と「標準音の制定」が教育の目標としてさだめら

れた。これらの方針は、「国語」標準語を日常の音声の領域で実現しようとする目的に貫かれていた。視話法によって「標準音」を確立しようという伊沢の意図は、教育政策におけるこうした方向づけと密接にかかわっていたのである。

伊沢は、一九〇三年三月に、吃音矯正を目的とした「楽石社」を設立し、さらにそのなかに「言語研究部」を設けた。そして、つぎに見るように、その任務は「吃音矯正」にかぎらず、じつに幅ひろいものだった。

- 一 視話法ヲ伝習ス
- 二 正シキ日本語音ヲ伝習ス
- 三 正シキ英語音ヲ伝習ス
- 四 正シキ清国語音ヲ伝習ス
- 五 正シキ台湾語音ヲ伝習ス
- 六 方言ノ訛ヲ矯正ス
- 七 吃音ヲ矯正ス
- 八 啞子ニモノヲ言ハシム⁽²⁶⁾

そして同年十一月、伊沢は、小学読本を視話法で写し

た小冊子を恩師グラハム・ベルに送るが、同封した書簡にはその小冊子の目的がつぎのように記されていたという。

第一 日本全国に涉り、国語教育の統一を計ること。

是は我国には各地各様の訛言有之、極北地方人民の言語は、極南に住する人民には、殆ど了解する能はざる程に有之候故に御座候。

第二 此書を、日本語の標準音(少くも東京に於ける学識ある社会の)とし、これに依りて各地方の訛音を矯正すること。⁽²⁷⁾

そして、第三の目的には、「学識ある人々をして視話法の何たるかを知らしめ、且其音字の羅馬字に比し如何なる利益あるかを、曾て羅馬字を採用せざりし国、随て音字に何等の偏頗心をも有せざる国の識者に知らしむる事」が掲げられている。伊沢は、おそらく一九〇二年に官制公布された国語調査委員会を念頭において、つぎのようにいっている。

近来我政府は委員会を組織して、国語を調査し其進歩を計り、必要の場合には改革をも断行せんとす。現今委員の多数は、日本仮字又は一層困難なる漢字の代りに、羅馬字を採用せんとする傾向有之候。卑見に依れば、羅馬字の仮字又は漢字よりも容易きは疑なき所なれども、視話音字ほど容易には無之と存じ候。小生は飽迄此説を主張し候へ共、哀哉視話法の真価を知るものは、日本全国に小生の外一人もなき有様なれば、他日時機到来を待ちて、此問題を解決する外到方無之候。⁽²⁸⁾

つまり、伊沢は、ちょうどグラハム・ベルが視話法によってアメリカの正書法改革をおこなおうとしたように、当時問題となっていた「国語国字問題」に決着をつけようという意志をもっていたのである。なるほど、真に音声を写す文字こそが優れているという原理からすれば、仮名文字やローマ字よりも視話法のほうがまさっていることになるだろう。しかし、伊沢自身が慨嘆しているように、視話法を知っているのが日本で伊沢ただ一人という状態では、「他日時機到来を待」つしか仕方がなかった。

一九一二年には樂石社の事業を拡大して、「難聴者矯正部」を新設、「吃音矯正部」を拡張するとともに、「国語正音部」と「唱歌正音部」を増設した。「国語正音部」では、「日本全国到る処にあらざる無き訛音を矯正し、日本国民の純正なる国語を成立せんとする」ことが目的としてかけられた。また、「唱歌正音部」は、「当時の唱歌の発音不純なるを慨して、之が矯正を思ひ立つた」という。⁽²⁹⁾この最後の点は、伊沢の音楽教育における活動も、国語の「正音」の確立という目標をもっていたことを暗示している。

そして、こうした樂石社の活動と平行するように、伊沢は『視話応用東北発音矯正法』（一九〇四）『視話応用国語正音法』（一九一〇）『支那語正音発微』（一九一五）『視話応用支那語正音法』（一九一七）などの著作を続々と刊行していくのである。こうした伊沢の仕事をつぶさに検討するのは、別の機会にゆずりたい。

口話主義とは、手話を禁止することで、ろう者を音声言語の世界へ「同化」することを目的とするといえよう。この意味で、口話主義はひとつの「植民地主義」だとい

えるかもしれない。つまり、ろう者という「他者」をあらかじめ劣位においたうえで、他者の自立性を否定し、「文明」の名のもとに自己に同化させるのである。「視話法」がそのような口話主義のシンボルだとすれば、伊沢修二がその「視話法」によって、なしとげようとしたのは、「国語」の外部にいるさまざまな他者をひとくくりにしたうえで、「国語」の「正音」のなかに同化することであった。つまり、ろう者、吃音者、方言話者、植民地異民族は、それぞれの存在のありかたがいかにちがっていたとしても、ひとしく「国語」の「正音」の外部にいるものとして、「視話法」によって「正音」の帝国に同化することができるとみなされたのである。こうして、視話法によって吃音者が正確な発音を学ぶように、ろう者は音声言語を、方言話者は標準語を、植民地異民族は「国語」を学ぶのである。

このような見方には、伊沢が思想的な導きとしていた進化論の考えが基礎にある。⁽³⁰⁾つまり、文明の達成というただひとつの尺度のうえに、それぞれの他者が唯一の規準としての「正音」からの距離にしたがって位置づけられたのである。

伊沢が望んだのは、大日本帝国がすみずみまで「正音」の響きわたる帝国となることであった。その意味で、伊沢の「国語」の思想こそ、音声中心主義のこのうえない表現であるかもしれない。そして、そこにおいて「視話法」はたしかに比類ない武器となったのである。

- (1) 中山昭彦「文」と「声」の抗争——明治三十年代の「国語」と「文学」、小森陽一・紅野謙介・高橋修編『メディア・表象・イデオロギー——明治三十年代の文化研究』小沢書店、一九九七年、二五六頁。
- (2) 同書、二四〇頁。
- (3) 長志珠絵『近代日本と言語ナショナリズム』吉川弘文館、一九九八年、一〇六頁。
- (4) 同書、二四七頁。
- (5) 安田敏朗『帝国日本の言語編成』世識書房、一九九七年、四四～四五頁。
- (6) イ・ヨンスク『「国語」という思想』岩波書店、一九九六年、二〇八頁。
- (7) 上田万年『国語学史』新村出筆録、古田東朔校訂、教育出版、一九八四年、一頁。
- (8) 同書、二頁。
- (9) 上田万年「国語に就きて日本国民の執るべき三大方針」、『国語のため第二』所収。

- (10) 山田孝雄『国語学史要』岩波書店、一九三五年、三頁。
- (11) 安田、前掲書。長、前掲書。石剛『植民地支配と日本語』三元社、一九九二年。駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、一九九六年。小熊英二『日本人』の境界』新曜社、一九九八年。
- (12) 長、前掲書、二〇八頁。
- (13) 伊沢修二『楽石自伝・教界周遊前記』伊沢修二君還暦祝賀会、一九一二年、三五頁。
- (14) この見方を押しすすめて、木村晴美氏と市田泰弘氏は「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」と主張したが(「ろう文化宣言」、『現代思想臨時増刊・ろう文化』青土社、一九九六年所収)、それには異論も多く出されている。しかし、「手話」が英語や日本語などの音声言語と対等の独立した言語であるという点は、少なくとも欧米ではひろく認められている。たとえば、S. Aldina & V. Edwards (eds), *Multilingualism in the British Isles*, Longman, 1991 と「ろう本のなかでは、スコットランド・ゲール語、アイルランド語、ロマニ語、ウェールズ語といった「少数言語」とともに、British Sign Language Community」つまり、「イギリス手話言語共同体」がとりあげられている。
- (15) 上野益男『十九世紀アメリカ聾教育方法史の研究』風間書房、一九九一年、二頁。
- (16) 同書、一一頁。
- (17) 同書、五頁。

- (18) Douglas C. Baynton, *Forbidden Signs. American Culture and the Campaign against Sign Language*, Chicago U. P., 1996, p. 4. -
- (19) 同書, p. 4-5.
- (20) 同書, p. 1.
- (21) 同書, p. 103.
- (22) 伊沢修二『視話法』大日本図書出版、一九〇一年、一二頁。
- (23) 『樂石伊沢修二先生』故伊沢先生記念事業会、一九一九年、二七一―三頁。
- (24) 『樂石自伝』三八頁。
- (25) 『視話法』序文、IV頁。ここで興味ぶかいのは、伊沢が一般的な意味での“language”にあたるものとして「国

語」を用いているのに対し、日本語を指すときには「国言葉」という表現を用いていることである。

- (26) 『樂石伊沢修二先生』二四四頁。
- (27) 同書、二五四頁。
- (28) 同書、二五四―五頁。
- (29) 同書、三〇一頁。
- (30) 伊沢の最初の著作は、生物学者ジュリアン・ハクスレーの“Origin of Species”を抄訳した『生種原始論』（一八七九）であった。伊沢は「進化の原理説を我が国に輸入したのは、恐らく此生種原始論が最初の物であらう」と言っていたという。（『樂石伊沢修二先生』三二三頁）

（一橋大学大学院言語社会研究科助教授）